

水戸市における総合評価方式【工事】の実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)H17.4.1」の施行により、本市の公共工事の発注については、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含め総合的に優れた内容の者を落札者とする「総合評価方式」を平成19年度から試行しています。

この度、令和6年度以降の総合評価方式の発注については、品確法の基本理念や試行結果等を踏まえ、下記の実施方針に基づき試行することとします。

■実施方針

- ・ 令和6年度以降の総合評価方式は、下記により試行する。

記

1. 予定価格5千万円以上かつ施工実績を入札参加条件とする工事又は共同企業体に発注する工事は、原則、総合評価方式による発注とする。
2. 上記以外の一般競争入札の工事について、工事の特性その他理由により総合評価方式が適当と判断される工事は、総合評価方式による発注とすることができる。